# 日本の戦後処理と横浜正金銀行

菊 池 道 男

〈目　次〉
序――問題の所在
第Ⅰ章　日本の敗戦――アジア・円系通貨圏の終焉と横浜正金銀行
1　日本の敗戦とアジア・太平洋
2　アジア・円系通貨圏の終焉と横浜正金銀行
第Ⅱ章　日本の戦後処理と横浜正金銀行
1　日本の戦後処理と経済の再建・復興
2　対日占領下の対外貿易・為替と横浜正金銀行
(1)　管理貿易・為替と横浜正金銀行
(2)「民間貿易・為替」の再開と外国銀行
第Ⅲ章　戦後金融制度改革と横浜正金銀行
1　金融制度改革と横浜正金銀行
2　横浜正金銀行の閉鎖と東京銀行への譲渡
結　語

# 序——問題の所在

1940年代後半の世界経済は，第二次大戦の終結とその戦後世界経済の再編として推移した。すなわちヨーロッパにおいては当初，米・英・仏・ソの占領下におかれたドイツは，冷戦の激化にともない結局，アメリカの世界政策のもとに東・西両ドイツとして分割され，ヨーロッパは東西へ分裂するとともに，西ドイツの復興を軸とするヨーロッパ資本主義の再建・復興として事態はすすむこととなった。

一方アジア・太平洋においては，当初日本の軍国主義の解体をすすめたアメリカの初期対日占領政策は，冷戦のアジアへの波及，中国の革命情勢の進展などを背景に転換されることになり，日本はアジア・太平洋における「反共の防壁」として再建・復興されることとなった。

この間，敗戦によって崩壊した日本経済は，冷戦の波及と初期対日占領政策のもとで漸次復興の途につきつつあったが，政策転換によって急速なる再建・復興がはかられることとなった。

対外貿易・為替においては当初，貿易・経済はすべて占領軍の管理下にすすめられたが，政策転換により「民間貿易・為替」が開始され，貿易総額も急増するにいたった。

こうしたなかで横浜正金銀行（以下，正金と略す）は，満州・中国本部・東南アジアにおいて円系通貨の回収されるのと相前後して，それぞれ海外各店が閉鎖・接収されることとなった。

そして正金は，従来の特殊銀行としての業務をすべて喪失し，業務は一般国内金融のみに限定される一方，戦時在外資産の補償交渉にあたったが，連合国軍最高司令官（SCAP）による正金改組の勧告後は，これに加えて正金再組織の検討をすすめざるをえないこととなった。

しかし，SCAPの正金解散指令につづいて戦時在外資産補償の停止が打ち出され，正金は新たに新銀行設立の準備，正金の整理（譲渡・精算）など閉鎖にともなう作業にあたることを余儀なくされることとなった。

以上，ここでは太平洋戦争終結後の45～49年の正金をとりあげ，日本の戦後処理をすすめるアメリカの対日占領政策（金融制度改革）下における正金最後の役割とその意義について検討を加えたい．このことが本稿の課題である．

# 第Ⅰ章　日本の敗戦――アジア・円系通貨圏の終焉と横浜正金銀行

## 1　日本の敗戦とアジア・太平洋

第二次大戦後の世界経済の再編は，アメリカの戦後世界政策のもとですすめられることとなったが，ヨーロッパにおいては軸心をなしたナチス・ドイツの戦後処理は，徹底したドイツの非軍事化・弱体化をめざすものとして行なわれ，またアジア・太平洋においても，アメリカは一方に中国・国民政府を戦後アジアの支柱として想定しつつ，他方で日本の軍国主義とその経済的基礎の解体を「戦後改革」として推進することとなったのであった．

しかしヨーロッパにおいては，「人民民主主義革命」の進行する東欧諸国と，全土を米英仏ソ４国による分割占領下におかれたドイツ問題をめぐって米ソの対立が激化し，47年３月の「米英仏ソ４国外相会談」（モスクワ）はついに決裂するにいたり，これをうけてアメリカは「トルーマン・ドクトリン」の宣言（３月）につづいて６月には「マーシャル・プラン」を発表し，これによってソ連の進出に牽制・対抗するものとした．他方これに対してソ連は，47年10月「コミンフォルム」を設置し，「ジュダーノフ・テーゼ」を発表してアメリカの「反共政策」を非難するとともに，植民地の武力解放闘争の強化をはかることとし，ここに米ソの「冷たい戦争」が本格化することとなったのであった．のみならずその後東欧諸国（対ソ緩衝地帯）の社会主義化にともなって，49年１月，ソ連は経済相互援助会議（コメコン，東欧６ヵ国）を創設し，これに対して４月，アメリカは北大西洋条約機構（NATO，西欧11ヵ国）を創設し，対ソ包囲の軍事同盟を結成するにいたった(1)．

かくして49年５月以降，ドイツは冷戦の激化とともに東西に分割され，ドイ

ツの戦後処理は反共国家西ドイツ資本主義の再建・復興として転換されることとなり，アメリカのドル散布を媒介にヨーロッパの資本主義的復興をはかるべく再編されることとなったのである。

一方アジア・太平洋地域においては，日本の戦後処理は初期対日占領政策のもとに「戦後改革」として推進されたのであったが，日本の植民地・侵略下にあった地域では，日本の敗戦による帝国主義的支配の空白下に民族解放運動が激化し，また米ソ冷戦の波及によって戦後危機的状況が進行することとなった。やや立ち入ってみておこう。

まず満州においては，8月15日「満州国」政府は防衛行為の即時停止，治安の安定，生産施設の保全，行政機構の存続と運営など応急善後措置を講ずる一方，8月17日「満州帝国緊急参議府会議」(大栗子）を開催して「満州国」皇帝（溥儀）の退位を決定し，翌18日午前1時，32年建国以来の「満州国」はここに終わりを告げた。そして10月に国民政府の満州接収が開始されると，国共間の勢力争いが激化し，さらに46年4月ソ連軍の満州撤退が開始されるや共産軍が猛攻に転じ，4月末までに長春，ハルビン，チャハルなどを占領し，中国革命を一段と進展させることとなった。[(2)]

また中国本部においては，対ソ戦略上，中共がソ連と手を結ぶことを強く警戒したアメリカが国共合作，およびアメリカの経済援助によって安定した中国資本主義を創建し，アジア・太平洋支配の支柱とすべく構想した対中国政策を打ち出した。これにしたがって，46年1月国共停戦協定が成立したが，6月再び国共内戦が本格化することとなった。この場合，アメリカの軍事援助を受けた国民党は東北地方（ソ連軍撤退後の満州）の支配権を一挙に獲得することをめざし，共産軍と武力衝突を起こし情勢を有利に展開したが，その後共産軍は農民支持，第三勢力の結集などをもって勢力を拡大し，各地(47年夏，東北・華北，48年，都市部)で反撃に転ずるとともに，49年1月北京を占領し，10月ついに中華人民共和国を樹立させるにいたった。[(3)]

東南アジアにおいては，各地域で民族独立とその経済的自立が課題となったが，連合軍の進駐による宗主国（英・米・仏・蘭など）の政治的経済的支配の復活に直面することとなって民族解放運動が高揚し，これによってインドネシア

(45年8月), ベトナム (同年9月), ラオス (同年10月), カンボジア (46年1月), フィリピン (同年7月) が独立した. さらに以上に加えて冷戦のアジアへの波及のなかで旧宗主国の支配力の強化・維持への執拗な試みにもかかわらず, パキスタン (47年8月), インド (同年8月), ビルマ (48年1月), セイロン (同年2月) などが相次いでそれぞれ国家的独立を果たした.[(4)]

以上のようにアジア・太平洋においては, 民族解放運動の高揚と冷戦の波及のなかで, 民族の独立が相次いだが, しかしとりわけ中国革命の成功はアメリカのヤルタ合意の戦後アジアの枠組みをも同時に崩壊せしめ, ここにアメリカの戦後アジア・太平洋政策の決定的な転換を迫るものとなった. かくしてアメリカのアジア・太平洋政策は, 一転して中国をソ連とともに封じ込め, 極東における「反共の防壁」(48年1月) として日本を再建・復興せしめるとともに, 朝鮮半島の南北分割の固定化, 台湾・国民党政府の確保, 対東南アジア工作(フィリピン・インドネシア借款, ベトナム介入などの工作) などを強力にすすめ, 日本を中核とするアジアの「冷戦」体制の構築として再編をすすめることとなったのである.

〔注〕

(1) 東京大学社会科学研究所編『戦後改革2　国際環境』(東京大学出版会, 1974年) 323頁, 藤原彰「現代史序説」(『岩波講座　日本歴史22　現代Ⅰ』岩波書店, 1977年, 所収) 4頁.

(2) 歴史学研究会編『日本同時代1　敗戦と占領』(青木書店, 1990年) 2～4頁.

(3) アメリカ国務省『中国白書――米国の対華政策――』(朝日新聞社, 昭和24年) 五～八章.

(4) 以上についてはさしあたり, J.M. Pluvier, "South-East from Colonialism to Independence," 1974, ヤン・M. プルヴィーア, 長井信一監訳『東南アジア現代史――植民地・戦争・独立――下巻』(東洋経済新報社, 1977年) 第四・五部, 今川英一『東南アジア現代史』(亜紀書房, 1972年) 291～292, 308～309, 330～331, 342～355頁などを参照されたい.

第1表　戦争直後における円系通貨の発行額および流通額の推定

（単位：100万円）

| 通貨別 | | 発行推定額 | 持帰額 | 差引流通推定額 | 対円貨換算率 |
|---|---|---|---|---|---|
| 満州中央銀行券 | | 8,800 | 582 | 8,218 | 1：1 |
| 蒙疆銀行券 | | 45 | 微量 | 45 | 1：80 |
| 聯合準備銀行券 | | 1,291 | 3 | 1,289 | 1：80 |
| 儲備銀行券 | | 842 | 不明 | 842 | 1：3200 |
| 軍票 | | 2,970 | 298 | 2,672 | 1：1 |
| 南方開発金庫券 | ギルダ | 2,793 | 不明 | 2,793 | 1：1 |
| | 海峡弗 | 5,640 | 不明 | 5,640 | 1：1 |
| | ペソ | 5,400 | 不明 | 5,400 | 1：1 |
| | ルピー | 5,655 | 不明 | 5,655 | 1：1 |
| | ポンド | 44 | 不明 | 44 | 10：1 |
| 総計 | | 44,443 | 1,644 | 41,799 | |

（注）　除野信道『太平洋戦争軍票論』（学術選書，昭和53年）194頁.

## 2　アジア・円系通貨圏の終焉と横浜正金銀行

日本の敗戦によってアジア・太平洋におけるいわゆる「大東亜金融圏」も崩壊し，円系通貨は回収され，正金は外地の本邦金融機関とともに閉鎖・接収されることとなった。

すなわちアジア・太平洋においては，大戦終結後にいたってもなおその大部分の地域は新たな戦乱の場となり，各地域の円系通貨の行方についても不明確なところが多く，したがって円系通貨の結末も部分的な確認をもってすることを余儀なくされることとなった（第1表）。と同時に，正金は，海外店舗（135箇所）のすべてを閉鎖・接収され，その在外資産も全面的に喪失することとなった。

まず満州においては，ソ連軍の満州侵入後の8月19日，ソ連軍により業務停止命令をうけた満州中央銀行は，26日に接収されソ連軍の管理下におかれるにいたったが，同銀行券はその後もソ連軍軍票と並行して軍費調達などに使用されることとなった。しかし10月，長春に到着した国民党政府（東北接収委員）は，ソ連軍と東北接収に関する交渉を成立させると同時に，東北行営を設立（10月12

日）し，満州経済の接収・再建問題に取り組み，直ちに国民党政府の中央銀行を要所に進出させて満州興業銀行などとともに満州中央銀行を接収した．さらに10月31日，国民党政府は「東北九省敵偽鈔票及金融機関処理弁法」につづいて「中央銀行発行東北省流通券弁法」（11月4日）を公布し，ここにいち早く「東北九省流通券」を発行し，これをもって満州中央銀行券の回収にあたることとした．かくして「満州国」崩壊後，なお信頼される通貨として流通していた満州中央銀行券は，翌46年3月までに「東北九省流通券」と等価で回収されることとなったのである．(1)

この間の正金は，ソ連軍の統治下で満州，内地間の交通・通信などをすべて遮断され，かろうじてハルビン支店が8月20日まで預金・送金業務を行なったが，同支店は9月20日ソ連軍に接収された．また新京・奉天・大連各支店にあっては，唯一大連支店が預金・払出業務をつづけていたが，11月8日閉鎖，国民党中央銀行に接収されたのである．(2)

華北・蒙疆においては，8月，蒙疆銀行は中共軍に接収され，その後晋察冀辺区行政委員会が「晋察冀辺区勝利後施政要領」を公布（9月26日）し，辺区貨幣の一元化の決定がなされて蒙疆銀行券も回収されることとなり，同時に中国連合準備銀行券も華北方面へ流出することとなった．また10月17日，中国連合準備銀行（中連銀）は国民党中央銀行に接収されたが，同銀行券（中連銀券）はその後も華北金融の混乱防止のためひきつづき発行されることとなったものの，インフレの加速するなかで中連銀券価値が上昇するという事態をうけた国民政府は，11月21日「偽連銀鈔票収換弁法」（4カ条）を公布し，中連銀券を法幣1に対し5の割合で回収することを決定したため，これにしたがって翌46年1月から4月の間に交換されることとなった．(3)

ところで正金は，8月14・15日，天津および上海支店において日本政府の要請により，手持金塊（約5トン）を中連銀・中央儲備銀行（儲備銀）に売却し，両行との「預け合」勘定の借越金の返却にあてた（第2表）．また張家口支店は終戦後外蒙軍によって閉鎖され，やむなく北京に引き揚げ整理事務を行なった（10月17日，北京支店と同時に接収）が，これにつづいて10月17日，北京支店（および東城分店）をはじめとして天津支店（10月23日），青島支店（46年1月18日），

第2表　現地通貨借入金借入状況

(単位：100万円)

| 期　間 | 聯銀券 | 儲備券 | 南発券 | バーツ貨 | ピアストル貨 | 満州国幣 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 昭和18年4～6月 | 290 | 315 | 250 | — | — | — | 855 |
| 7～9 | 130 | 414 | 250 | — | — | — | 794 |
| 10～12 | 240 | 1,116 | 600 | — | — | — | 1,956 |
| 昭和19年1～3 | 260 | 882 | 550 | — | — | — | 1,692 |
| 4～6 | 860 | 2,232 | 850 | 150 | 64 | — | 4,156 |
| 7～9 | 1,150 | 4,500 | 1,700 | 128 | 119 | 100 | 7,697 |
| 10～12 | 1,400 | 5,780 | 3,400 | 139 | 109 | 700 | 11,528 |
| 昭和20年1～3 | 800 | 5,400 | 3,500 | 338 | 199 | 600 | 10,837 |
| 4～6 | — | — | — | 171 | 310 | 700 | 1,181 |
| 7～8 | — | — | — | 325 | 360 | 1,300 | 1,985 |
| 計 | 5,130 | 20,639 | 11,100 | 1,251 | 1,161 | 3,400 | 42,681 |

(注)　(1)日本銀行調査局『図録　日本の貨幣　第10巻』(東洋経済新報社，昭和49年)330頁.
(2)原資料は，『昭和財政史Ⅳ』.

芝罘支店(同日)，済南支店(1月29日)が，それぞれ国民党中国銀行によって接収されることとなった(4)。

また華中・華南においては，9月13日儲備銀は国民党中央銀行に接収され，同行による業務が再開されたが，金融恐慌防止の見地から儲備銀券はひきつづき流通されることとなり，これに加えて上海の国民党軍が法幣を，さらにアメリカ軍も米ドルをそれぞれ携行・使用したため，上海は一時，儲備銀券，法幣，米ドル札が混流する状況となった。このため9月27日，国民政府財政部が「偽中央儲備銀行鈔票交換弁法」を公布し，上海および華中一帯に法幣1対儲備銀券200の交換比率で強制通用せしめたため，儲備銀券は11月1日より翌年3月末の間に回収されることとなった(5)。またこれより先，香港においては45年8月30日，英兵が上陸し，翌31日「在香港島邦人は明1日午後4時迄に香港島を退却すべし」との命令を発っし，これを受けて正金は香港支店を閉鎖(同日)し，全くの未整理のまま接収された。やがて華中・華南においても9月19日上海支店をはじめ，臨時休業中の南京支店(10月2日)，杭州支店(10月18日)，蚌埠支店(11月20日)，徐州支店(46年2月24日)がそれぞれ国民党中国銀行に接収されるこ

ととなった.(6)

東南アジアにおいては，戦時末期の45年5月20日，イギリス・インド軍のビルマ侵攻（ラングーン入城）以前に正金・ラングーン支店が閉鎖され，終戦後，連合軍がさらにインドシナに進駐してその管理がフランスに移り，ほどなく正金・サイゴン支店は9月13日英軍に，つづいてハノイ・ハイフォン支店が翌10月中国(重慶)軍に差し押さえられ，中国銀行に接収された．北部インドシナにおいては，中国(重慶)軍が一時ピアストル券のほか法幣・関金券の中国紙幣を使用したため，これらの紙幣が併流することとなったものの，円系通貨はすでに終戦前にほとんどがインドシナ銀行券によって回収されていたため，問題は生じなかった.(7) またタイにおいては，9月11日，タイ国政府が対日諸条約・協定の廃棄通告につづいてタイ国特別円決済「日・タイ金融協定」の停止を発表（9月14日）し，これにしたがって9月16日，ハジャイ派出所およびバンコック支店が閉鎖・接収された.(8)

他方マレー・ボルネオ(北)においては，9月5日英軍がシンガポールに上陸し，即日モラトリアム実施と同時に本邦金融機関の閉鎖を指令し，これによって正金昭南支店は同日閉店，7日財務整理の後，イギリス側に引き継ぎを完了した．さらに9月16日英軍は，南方開発金庫銀行券(南発券)の無価値を宣言してその焼却を命じ，現地邦人の生活資金・事業資金の封鎖を行なった．またスマトラ地区においては，正金は戦後治安の関係上店舗の一部を閉鎖し，残りの店舗で営業をつづけていたが，46年1月31日ジャンビー出張所を最後にすべて連合国に閉鎖・接収され，ジャワ地区においても正金は，閉鎖指令がないまま唯一ジャカルタ支店の業務をつづけていたが，46年3月7日急拠，連合国に閉鎖・接収されることとなった．この両地区（ジャワ・スマトラ）においては，終戦後も南発券の流通がひきつづき認められていたが，この日以降，ジャワ地区にあっては南発券の流通禁止と同時に，南発券1グルデン対新通貨3セントの比率でこれが回収されることとなった.(9)

〔注〕

(1) 以上渡辺長雄『新中国通貨論』(世界経済調査会，昭和23年) 111〜112頁，日本

銀行調査局『図録　日本の貨幣　第10巻』(東洋経済新報社，昭和49年) 331～332頁，満州中央銀行史研究会編『満州中央銀行史』(東洋経済新報社，昭和63年) 237～239，244頁などを参照。

(2) 東京銀行『横浜正金銀行全史　第五巻（上)』(東洋経済新報社，昭和58年) 739～740頁。

(3) 桑野仁『戦時通貨工作史論』(法政大学出版局，昭和40年) 249～250頁，渡辺長雄，前掲書，109～110頁，日本銀行調査局，前掲書，332頁などを参照。

(4) 東京銀行，前掲書，739～740，798～803頁，桑野仁，前掲書，249～250頁。

(5) 渡辺長雄，前掲書，106～109頁，日本銀行調査局，前掲書，333～334頁。

(6) 東京銀行，前掲書，740～741頁。

(7) 東京銀行，前掲書，812～815頁，日本銀行調査局，前掲書，334～335頁。

(8) 東京銀行，前掲書，741～742頁。

(9) 日本銀行調査局，前掲書，335～336頁，東京銀行，前掲書，741～742頁。

# 第II章　日本の戦後処理と横浜正金銀行

## 1　日本の戦後処理と経済の再建・復興

日本の戦後処理はヤルタ・ポツダム会談の決定を基礎に連合国がすすめることとなったが，事実上アメリカの単独占領となり，アメリカの世界政策の一環を構成する対日占領政策のもとに展開された。アメリカの初期対日政策の基本目標は，45年９月22日「降伏後における合衆国の初期対日政策」の発表のごとく日本の「非軍事化」「民主化」にあり，その政策対象は政治，制度，文化，経済にまでおよぶものであった。経済に関しては，日本の軍国主義とその経済的基礎の解体を根幹とし，その中心がいわゆる経済制度(財閥解体，労働改革〈労働三法の制定〉，農業改革〈農村改革〉を３本柱とする）の民主的改革を狙いとするものであった。

敗戦によって日本は，植民地・半植民地の領土・勢力圏および資源の喪失，交易の杜絶と同時に，戦争によって多大な直接・間接の被害を蒙った結果，経済構造およびその機能は壊滅し，ほぼ崩壊にいたっていた。したがって日本政

府は，当面の対策として食糧その他の必要物資および原料資材などの輸入を促進し，飢餓とインフレを克服する一方，他方で生産を再開するとともに，経済の早急な立て直しをはかることとした．すなわち，加速するインフレ防止総合対策として46年2月17日，政府は「金融緊急措置令」を発令し，金融非常措置(「新円切り替え，預金封鎖，五百円生活」)を断行すると同時に，食糧輸入緊急措置を発表し，ひとまずインフレの抑止にあたることとした．それに加えて47年1月，政府は経済危機緊急対策として傾斜生産方式を採用し，石炭・鉄鋼・電力・肥料の重点産業に輸入資材の投下，生産費の保証，「傾斜」融資（復興金融金庫)などの優遇措置を行ない，もって生産の復興を促進するものとしたが，しかしこうした方式は，いうまでもなく他方に中小企業の倒産，失業の増大を伴わざるをえないものでもあった.(1)

ところで米ソ冷戦の激化とアジアへの波及は，既述のごとくアメリカの対日占領政策の転換を余儀なくせしめることとなった．すなわち，48年1月の米陸軍長官（ロイヤル）の日本の極東の「反共防壁」構想声明は，日本経済の急速な再建・復興への政策的転換を公然化したものであったが，同年10月7日，アメリカはこれを「NSC（国家安全保障会議）13/2」文書として具体化し，これをうけて連合国最高司令官（SCAP）の占領政策は経済復興優先，賠償中止，警察力の強化,国家地方公務員の団体交渉権・争議権の否認など一転するにいたった.(2)こうして，経済制度の改革は大きく後退し，農地改革，労働改革で一定の結果をみたものの，財閥家族の支配力の排除は曖昧となり，また財閥解体とあわせて経済力の分散をはかった集中排除政策（47年12月）は，48年5月のドレーパー使節団ジョンストン報告（均衡財政の確立，為替レートの設定，集中排除政策の緩和などを含む)後に急速に後退し，結局とりやめとなった．さらに48年12月SCAPは，日本経済の安定のための原則，いわゆる「経済安定九原則」を発表し，これをもって日本経済の安定・自立化（日本の放漫財政と対日援助資金に対する依存体質の清算，戦後インフレの収束など）およびその世界市場への編入（単一為替レートの設定など)を早急に促進することとした．そしてこれが49年5月のいわゆるドッジ・ライン（49年度の「超均衡予算」と財政金融政策）として実施に移されることとなり，見返資金制度（資金8億500万ドル）をつうじる独占的資本復興の

途が開かれるとともに，他方で大量の企業倒産と失業をもたらし，ここに日本経済の「合理化」と「改善」が一挙に推進されることとなった。

ともあれ日本の戦後処理はこうした事情のもとで，当初の日本軍国主義の経済的基礎の解体は不徹底に終わり，合理化された戦後的形態で再建・復活されるとともに，もって戦後アジアにおける資本主義世界の安定（経済復興の要）と「反共の防壁」としての役割を担うべく再編されることとなったのである。(3)

〔注〕

(1) 歴史学研究会編，前掲書，181～185，203～208頁，中村隆英『日本の経済統制』（日本経済新聞社，昭和49年）152～155頁。

(2) 藤原彰『日本近代史Ⅲ』（岩波書店，1977年）188～189頁，楫西光速・加藤俊彦・大島清・大内力『日本資本主義の没落Ⅴ』（東京大学出版会，1975年）1470～1472頁，大蔵省財政史室編『昭和財政史　第３巻――アメリカの対日占領政策――』（東洋経済新報社，昭和51年）第四章などを参照。

(3) 以上についてはとりあえず，柴垣和夫「財閥解体と経済復興」（前掲『岩波講座日本歴史22　現代Ⅰ』）327～334頁，歴史学研究会編，前掲書，186～191，203～208頁，B. J. コーヘン著，大内兵衛訳『戦時戦後の日本経済　下巻』（岩波書店，1951年）第七章，玉城肇『日本財閥史』（社会思想社，昭和51年）終章，持株会社整理委員会編『日本財閥とその解体』（原書房，昭和48年）第二部などを参照のこと。

## 2　対日占領下の対外貿易・為替と横浜正金銀行

### (1)　管理貿易・為替と横浜正金銀行

戦後当初の日本の輸出入貿易は，占領下のいわゆる管理貿易・為替政策のもとに展開され，ここに特殊銀行としての特権的地位を喪失した正金は唯一，一般国内金融業務にあたることとなったが，特権的地位の喪失以上に正金の存続自体が危惧されざるをえないこととなった。

敗戦直後の日本の貿易は，市場の喪失，為替金融関係の壊滅，輸出産業の消滅などから貿易量を激減させ，早急なる貿易機構の再建が課題となっていた。こうしたなかでSCAPは，45年10月の「必要物資の輸入に関する覚書」につづ

**第3表　輸出入貿易額**

1945～1950年　(単位：千円)

| 年　度 | 貿易総額 | 輸出額 | 輸入額 | 差　額 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 1945(昭和20)年 | 1,344,998 | 338,339 | 956,599 | 618,260 | 入超 |
| 1946(昭和21)年 | 6,329,082 | 2,260,407 | 4,068,674 | 1,808,267 | 入超 |
| 1947(昭和22)年 | 30,412,792 | 10,148,004 | 20,264,788 | 10,116,784 | 入超 |
| 1948(昭和23)年 | 112,309,244 | 52,022,102 | 60,287,141 | 8,265,039 | 入超 |
| 1949(昭和24)年 | 454,297,938 | 169,842,674 | 284,455,264 | 113,612,590 | 入超 |
| 1950(昭和25)年 | 646,216,635 | 298,021,052 | 348,195,583 | 50,174,531 | 入超 |

(注)　(1)総理府統計局編『第五回日本統計年鑑1953』(日本統計協会，昭和29年) 236頁.
(2)原資料は大蔵省主税局税関部『日本外国貿易年表』.

いて翌46年3月「輸出手続に関する覚書」を発表し，対日貿易方針を明らかにしたが，周知のごとくこれは最低限度の国民生活を維持するに必要なかぎりで，占領軍の管理下にいわゆる管理貿易を実施するというものにほかならなかった．したがって日本政府は，45年12月13日貿易庁を開庁 (11月27日商工省の外局に設置決定) し，これを輸出入の専管政府機関に指定 (46年4月3日) するとともに，貿易臨時措置令を発令 (6月19日) し，ここに政府貿易以外を原則として禁止した政府貿易体制を確立した．と同時に，47年4月14日貿易公団法を公布し，7月には貿易公団(鉱工品，繊維，食料，原材料)を設立し，管理貿易機構の整備・強化をはかることとした.(1)

かくしてSCAP管理下の日本の輸出入貿易は，第3表のように戦後ほどなく増加に転じ年々拡大へ向かうにいたった．いまこの時期の輸出入貿易構造をみてみると，輸出では46年(第4表)には生糸，木材，茶，石炭，鉄道車輌及び部分品などの品目が大宗をなし，これがアメリカ合衆国(65.05%)，朝鮮(9.97%)，中国 (9.19%)，香港 (2.58%)，琉球列島 (1.55%)，イギリス (1.44%) などに積み出された．

他方輸入では，同年(第5表) 棉花，穀類，原油及び粗油，塩，燐鉱石など国民生活の最低限度をまかなう (飢餓の救済) 食糧，輸出製品加工原料など復興用資材が大半を占め,(2) これらの品目が，アメリカ合衆国(87.12%)，中国(3.47%)，エジプト (3.44%)，ドイツ (1.09%)，アラビア (0.14%) などから輸入された．

第4表　主要商品目別・相手国別貿易構成表——輸出——

1946(昭和21)年　（単位：千円）

| 品名＼国名 | イギリス | アメリカ合衆国 | 中国 | 香港 | 朝鮮 | 琉球列島 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 水産物 | | | 1,805 | 6,316 | | | 8,121 |
| 茶 | | 188,015 | | | | | 188,015 |
| 生糸 | 21,293 | 760,283 | | | | | 795,182 |
| 綿糸 | | | | 20,449 | 773 | | 31,447 |
| 絹織物 | | 10,028 | | | | | 16,819 |
| セメント | | | | | 8,607 | | 8,735 |
| 木材 | | | 93,879 | | | 22,881 | 224,446 |
| 石炭 | | | | 10,170 | 73,627 | | 83,798 |
| 魚油及び鯨油 | | 4,698 | | | | | 4,698 |
| 鉄鋼材 | | | | | 634 | | 634 |
| 電気機器及び電信機器 | | | 31,421 | | | | 46,785 |
| 鉄道車輌及び部分品 | | | 8,980 | | 49,099 | | 58,079 |
| 自転車及び部分品 | | | | 1,201 | | | 13,651 |
| 計 | 21,293 | 963,024 | 136,085 | 38,136 | 132,740 | 22,881 | 1,480,410 |
| (%) | (1.44) | (65.05) | (9.19) | (2.58) | (9.97) | (1.55) | (100) |

（注）(1)総理府統計局編『第五回日本統計年鑑1953』（日本統計協会，昭和29年）244〜251頁より作成.
(2)原資料は大蔵省主税局税関部『日本外国貿易年表』.

これに対して，対外為替・決済は45年9月，SCAPが発令した「金，銀，有価証券及び金融上の諸証書の輸出入の制限」と「金融取引の統制」の覚書に基づき，10月15日政府は「為替取引禁止」（勅令578号，大蔵省令第88号）令を公布し，これをもって為替手段の輸出入及び金銀，在外資産，外国為替取引の一切を禁止することとし（為替無き時代），事実上大蔵省がSCAPの監督の下に一元的に運営にあたることとなった。(3) さらにこれに加えて政府は貿易に関する円資金の受払いを行なうため，12月21日「貿易資金設置ニ関スル法律」を公布し，貿易庁に「貿易資金」を設置した。そして翌46年11月12日，「貿易資金特別会計法」を公布してこの「貿易資金」を「特別会計」と改め，(4) 同月23日より「貿易資金特別会計」を通ずる円貨の受払いを実施することとしたのである。

**第5表 主要商品目別・相手国別貿易構成表——輸入——**

1946(昭和21)年 (単位:千円)

| 品名 \ 国名 | アメリカ合衆国 | ドイツ | 中国 | エジプト | アラビア | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 穀類 | 628,871 | | | | | 628,871 |
| 大豆 | 5,271 | | | | | 5,271 |
| 砂糖 | | | 352 | | | 818 |
| 原皮類 | | | 3 | | | 3 |
| 棉花 | 1,813,774 | | | 97,872 | | 1,911,646 |
| 燐鉱石 | 27,073 | | | | | 73,780 |
| 化学肥料 | | 49,678 | | | | 49,678 |
| 塩 | 1,563 | | 101,201 | 3,329 | | 109,191 |
| 原油及び粗油 | 86,241 | | | | 4,032 | 162,332 |
| 計<br>(%) | 2,562,793<br>(87.12) | 49,678<br>(1.69) | 102,013<br>(3.47) | 101,201<br>(3.44) | 4,032<br>(0.14) | 2,941,590<br>(100) |

(注) (1)総理府統計局編『第五回日本統計年鑑1953』(日本統計協会,昭和29年) 252～257頁より作成.
(2)原資料は大蔵省主税局税関部『日本外国貿易年表』.

この間正金は,前章で略述したように敗戦とともに海外各店との連繋杜絶や連合国側による接収,また貿易・金融の杜絶という情況のなかで植民地的金融,政府関係代行業務など一切を喪失したが,上述の45年10月の大蔵省令第88号によって公式に外国為替・貿易金融に関する特権的業務を完全に喪失し,業務は一般国内金融および連合軍関係預金の一部の取扱にのみ限定されることとなった.かくして,日本資本主義の黎明期の1879(明治12)年創建以来,ほぼ専管的に対外金融にあたった正金は,膨大な在外資産の喪失と政府補償問題の未措置という情況のなかで,従来の存立の形態の崩壊と同時に,あらためてその存続・改組問題に直面せざるをえないこととなったのである.(5)

〔注〕

(1) 日本銀行調査局『満州事変後の財政金融史』(同,昭和23年) 786～790頁,経済企画庁・戦後経済史編『戦後経済史(貿易・国際収支編)』(大蔵省印刷局,昭和37年) 18～22,30～38頁.

## 第6表　主要商品目別・相手国別貿易構成表――輸出――

1949(昭和24)年　(単位：千円)

| 品名＼国名 | イギリス | スウェーデン | アメリカ合衆国 | 中国 | 香港 | 朝鮮 | ソ連邦アジア | ビルマ | タイ | インド | パキスタン | セイロン | シンガポール | インドネシア | フィリピン | アデン | ナイジェリア | オーストラリア | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 水産物 | | | 1,318,802 | 10,766 | 550,205 | | | | | | | | 83,857 | | | | | | 3,136,196 |
| 茶 | | | 572,152 | | | | | | | | | | | | | | | | 2,013,022 |
| 生糸 | 1,293,940 | | 1,811,644 | | | | | | | 119,521 | | | | | | | | | 6,517,998 |
| 綿糸 | | | | 22,442 | 662 | 71,075 | | 1,441,149 | | 1,682,887 | 1,135,134 | | | 88,171 | 20,050 | | | | 4,795,637 |
| 綿織物 | 9,484,715 | 1,631,806 | 331,510 | 611,745 | 936,239 | | | | 2,970,184 | 1,694,365 | 3,149,742 | 1,041,552 | 2,673,887 | 6,949,107 | | 2,670,988 | 3,206,028 | 816,394 | 48,580,506 |
| 絹織物 | 24,016 | | 4,305,585 | | 32,893 | | | | | | | | 28,790 | | | | | 103,908 | 5,625,062 |
| 人造繊維織物 | | | 35,266 | | 948,035 | | | 1,613 | 367,068 | | | | 3,710 | 226,461 | | | | | 3,569,298 |
| セメント | | | | | 496,806 | 426,180 | | | | 703,730 | | | 72,584 | 36,603 | 679,429 | | | | 2,455,103 |
| 木材 | | | 64,757 | 221 | | | | | | | | | | | | | | | 1,204,509 |
| 石炭 | | | | | 426,325 | 2,153,069 | | | | | | | | | | | | | 2,672,387 |
| 陶磁器 | | | 2,583,750 | 3,578 | | | | | | | | | | 339,567 | | | | | 6,088,854 |
| 魚油及び鯨油 | | | 1,147,196 | | | | | | | | | | | | | | | | 1,149,021 |
| 鉄鋼材 | | | 684,518 | 697,330 | 344,239 | 248,239 | | | 278,214 | 135,841 | | | 67,832 | | 3,773,306 | | | 2,982,502 | 11,519,516 |
| 繊維機械及び部分品 | | | | 37,040 | 845,873 | | | | | 3,694,385 | | | | 239,329 | | | | | 5,533,375 |
| 船舶 | | | | | | | 617,836 | | | | | | | | | | | | 1,528,732 |
| 電気・電信機器 | | | | 111,113 | | | | | 114,012 | 299,283 | 25,169 | | | | | | | | 1,629,738 |
| 玩具 | | | 2,716,443 | | 35,401 | | | | | | | | | | | | | | 3,526,607 |
| ミシン及び部分品 | | | 658,616 | | 19,898 | | | | 89,618 | | | | | | | | | | 1,059,195 |
| 鉄道車輌及び部分品 | | | | 98,397 | | 54,478 | 1,091,544 | | 1,768,255 | | | | | | | | | | 3,520,808 |
| 自転車及び部分品 | | | | 152,290 | 33,714 | | | | 49,284 | 307,897 | | | 41,465 | 108,969 | | | | | 863,349 |
| 計 | 10,802,671 | 1,631,806 | 16,230,239 | 1,744,922 | 4,670,290 | 2,953,041 | 1,709,380 | 1,442,762 | 5,636,635 | 8,637,909 | 4,310,045 | 1,041,552 | 2,972,125 | 7,988,207 | 4,472,785 | 2,670,988 | 3,206,028 | 3,902,804 | 116,988,913 |
| (%) | (9.23) | (1.39) | (13.87) | (1.49) | (3.99) | (2.52) | (1.46) | (1.23) | (4.82) | (7.38) | (3.68) | (0.89) | (2.54) | (6.83) | (3.82) | (2.28) | (2.74) | (3.34) | (100) |

(注)　(1)総理府統計局編『第五回日本統計年鑑1953』(日本統計協会，昭和29年) 244～251頁より作成．

(2)原資料は大蔵省主税局税関部『日本外国貿易年表』．

第７表　主要商品目別・相手国別貿易構成表――輸入――

1949(昭和24)年　(単位：千円)

| 品名＼国名 | ドイツ | イタリア | ノルウェー | スウェーデン | アメリカ合衆国 | カナダ | キューバ | 中国 | タイ | ビルマ | インド | パキスタン | インドネシア | フィリピン | マライ連邦 | エジプト | 南アフリカ連邦 | オーストラリア | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 穀類 | | | | | 75,910,715 | 185,984 | | 10,704 | 5,336,240 | 2,191,292 | | | | | | | | 1,355,990 | 86,636,833 |
| 大豆 | | | | | 6,571,902 | | | 888,141 | | | | | | | | | | | 7,878,180 |
| 砂糖 | | | | | 166,624 | | 1,436,475 | 7,752,314 | | | | | | | | | | | 9,366,758 |
| 原皮類 | | | | | 586,515 | | | 164,994 | 146,836 | | | | | | | | | | 1,513,509 |
| 生ゴム | | | | | | | | | | | | | 1,902,555 | | 2,985,290 | | | | 4,945,470 |
| 木材 | | | | | 273,366 | | | | | | | | | 131,732 | | | | | 799,659 |
| パルプ | | | 995,511 | 2,206,895 | 622,439 | 680,618 | | | | | | | | | | | | | 4,767,805 |
| 羊毛 | | | | | | | | | | | | | | | | | 813,019 | 4,106,673 | 5,460,466 |
| 棉花 | | | | | 31,562,117 | | | | | | 2,354,609 | 4,388,866 | | | | 4,352,504 | | | 44,434,636 |
| 麻類 | | | | | | | | 458,981 | | | | 671,420 | | 1,728,657 | | | | | 3,325,049 |
| 燐鉱石 | | | | | 1,341,493 | | | | | | | | | | | | | | 2,125,675 |
| 化学肥料 | 2,017,756 | | | | 5,200,093 | | | | | | | | | | | | | | 10,539,488 |
| 塩 | | 2,034,458 | | | 758,458 | | | 1,523,398 | | | | | | | | 1,266,301 | | | 8,625,862 |
| 鉄鉱 | | | | | 1,407,485 | | | 1,425,343 | | | | | | 1,161,736 | 2,321,486 | | | | 6,941,178 |
| 石炭 | | | | | 11,081,341 | | | | | | | | | | | | | | 12,457,593 |
| 原油及び粗油 | | | | | 6 | | | | | | | | | | | | | | 232,392 |
| 計 | 2,017,756 | 2,034,458 | 995,511 | 2,206,895 | 134,725,653 | 866,602 | 1,436,475 | 12,223,875 | 5,483,076 | 2,191,292 | 2,354,609 | 5,060,286 | 1,902,555 | 3,022,125 | 5,306,776 | 5,618,805 | 813,019 | 5,462,663 | 210,050,553 |
| (%) | (0.96) | (0.96) | (0.47) | (1.05) | (64.14) | (0.41) | (0.68) | (5.82) | (2.61) | (1.04) | (1.12) | (2.41) | (0.91) | (1.43) | (2.53) | (2.67) | (0.39) | (2.60) | (100) |

(注)　(1)総理府統計局編『第五回日本統計年鑑1953』(日本統計協会，昭和29年) 252～257頁より作成.
　(2)原資料は大蔵省主税局税関部『日本外国貿易年表』.

(2) 通商産業調査会編『戦後日本の貿易20年史』(丸善，昭和42年) 3～6頁。
(3) 市村斌「わが国の終戦後における貿易再開の経緯と外国為替公認銀行の歴史について(一)」(『外国為替』第113号，昭和30年3月) 26頁。
(4) 日本経済調査協議会『日本の為替・貿易金融』(至誠堂，昭和40年) 35～36頁。
(5) 以上，閉鎖機関整理委員会編『閉鎖機関とその特殊清算』(在外活動関係閉鎖機関特殊清算事務所，1929年) 271頁，日本銀行調査局，前掲書，803頁，東京銀行『横浜正金銀行全史　第五巻(下)』(東洋経済新報社，昭和58年)246～247頁などを参照。

### (2) 「民間貿易・為替」の再開と外国銀行

戦後日本の「民間貿易・為替」は，前記のアメリカの初期対日政策の転換を契機に開始され，政府は新たに貿易・為替体制の整備を迫られることとなったが，同時に外国銀行の日本進出とその業務の拡大をみざるをえないこととなった。

すなわち，アメリカの初期対日政策の転換とともに，SCAP は制限付き民間輸出貿易(「民間貿易」)の再開を許可するにいたり，47年8月「民間貿易」が再開された。この「民間貿易」は，いうまでもなく占領下の政府管理貿易のなかに「民間貿易」の形が部分的に導入されたものであったが，48年12月「経済安定九原則」の発表後にはさらに政府管理貿易の範囲の限定，「民間貿易」の拡大がはかられ，49年2月には「民間貿易」の輸出高が総輸出高の90%を上回るにいたった(輸入は依然政府管理)。そしてドッジ・ラインの実施，単一為替レートの設定，通商産業省の設置(経済安定九原則の実施にあたり，貿易機構の改革を検討)など貿易体制の整備・強化がすすめられたのち，貿易は順次拡大することとなった。それに加えて49年11月30日，政府は「外国為替及び外国貿易管理法」の成立をもって輸出の自由化および輸入の民間への転換をはかり，ここに輸出入とも管理貿易から民間貿易へ全面的に移行することとした。[(1)]

こうして冷戦進展後の日本の輸出入貿易は，第3表のごとく激増し，輸入では49年(第6表)段階には綿織物，鉄鋼材，生糸，陶磁器，絹織物などの主要品目が，アメリカ合衆国(13.87%)，イギリス(9.23%)，インド(7.38%)，インドネシア(6.83%)，タイ(4.82%)などに向けられ，他方輸入では，同年(第7表)

に穀物，棉花，石炭，化学肥料，砂糖などの品目が，アメリカ合衆国(64.14%)，中国（5.82%)，エジプト（2.67%)，タイ（2.61%)，オーストラリア（2.60%)，マライ連邦（2.53%）などからそれぞれ輸入されるにいたった．

以上のごとく「民間貿易」の再開とともに日本の貿易額はその規模が急速に拡大したが，しかし貿易構成で対米依存度が強く，その入超額の大半はアメリカの「占領地救済援助金」(ガリオアおよびエロア資金）で賄われていた．アメリカの対日援助は，当初，日本の最低生活維持のための緊急輸入に対するものであったが，48年4月26日の「ジョンストン報告」を契機として経済復興のための輸入を含むものとして許可基準が転換されることとなった.(2)

ところで戦後当初のIMF・GATT体制下の世界経済は，いわゆる西側世界にあっては傾向的に「ドル不足」に見舞われざるをえなかったが，ドル貨地域に属した日本は，非ドル地域との貿易が伸びなやみの状況にあった．そこで日本は，非ドル地域間の貿易を双務的貿易をもって行なうものとし，48年6月スターリング地域との協定・締結を手始めに，各地域との間の協定・締結をすすめ，これをもって当該地域との貿易の拡大をはかることとしたのである.(3)

また対外為替においては，47年8月15日，大蔵省は「民間貿易」の再開にあたって貿易庁と協議のうえ，本邦為替取引銀行（三井・三和・神戸・住友・野村・安田・東京・東海・帝国）9行を指定し，輸出為替の取組みに関する国内手続事務にあたらせることとした.(4) しかしこれは，貿易資金の委託経理事務ということであって，本来の外国為替業務とはいえないものであった．したがって，その後の48年8月15日，大蔵省は「民間貿易輸出新手続」を公布し，貿易・為替決済もそれまでの変則的な方法(貿易庁や貿易基金の介入など)から為替銀行の直接担当へ変更し，為替銀行の役割は一段と増大することとなった．なお大蔵省は，その後SCAPの指令（49年2月1日）にもとづき49年3月16日「外国為替管理委員会」を設置し，つづいて4月23日1ドル＝360円の単一為替レートを設定(大蔵省告示第237号）した．これによって，日本経済の国際経済との直接連結と安定的な貿易・為替制度確立の前提条件が与えられると同時に，早くも戦後日本資本主義のIMF国際通貨体制と世界市場への新たな復帰をみるにいたったのであった.(5) そして同年10月25日，SCAPの政令第353（ポツダム政令）号「外国

為替銀行の臨時措置などに関する政令」の公布をうけた大蔵省は，11月８日大蔵省告示第879号を発令し，同11日外国為替銀行として本邦市中銀行（千代田・大和・神戸・東京・帝国・第一・富士・勧業・三和・東海・大阪）11行をあらためて認定することとなった。(6)

他方，これに先立ち，47年８月15日 SCAP は「民間貿易」の再開を契機に外国銀行（ライセンスド・バンク）の日本進出を許可し，すでに同年６月５日に日本進出を果たしていたナショナル・シティ銀行に加え，進出銀行は48年９月末には９行（ナショナル・シティ銀行，アメリカ銀行，チェス・ナショナル銀行，香港上海銀行，チャータード銀行，オランダ銀行，蘭印商業銀行，インドシナ銀行，中国銀行）にのぼった。外国銀行の業務は，主に占領軍の財政受払い，米国向け送金，米国船員の日本における通貨交換など占領軍関係の業務であったが，48年８月の一般為替取引の一部解除後にあっては漸次預金・貸金，一般為替取引業務が拡大することとなった。とりわけアメリカの３行は，在日米国商社をバックに貿易・為替金融を行ない，ドル地域とのパイプ・ラインとしての役割を果たすこととなり，これによって邦銀は事実上外国銀行との依存・下請関係に置かれることとなったのである。(7)

〔注〕

(1) 日本経済調査協議会，前掲書，36～37頁，市村斌，前掲論文，26～28頁，経済企画庁・戦後経済史編，前掲書，59～61頁。

(2) 経済企画庁・戦後経済史編，同上書，23～26頁，通商産業調査会編，前掲書，７～８頁。

(3) 経済企画庁・戦後経済史編，同上書，23～25，62～63頁。

(4) 大蔵省財政史室編『昭和財政史　第15巻――国際金融・貿易――』（東洋経済新報社，昭和51年）116～118頁。

(5) 日本経済調査協議会，前掲書，45～46頁，通商産業調査会編，前掲書，６～７頁。

(6) 大蔵省財政史室編，前掲書，123～124頁，市村斌「わが国の終戦後における貿易再開の経緯と外国為替公認銀行の歴史について（二）」（『外国為替』第114号）９頁。

(7) このことに関してはさしあたり，日本銀行調査局，前掲『満州事変後の財政金

融史』804頁，大蔵省財政史室編，同上書，114〜116頁，政治経済研究所編『日本における外国資本』（同，1955年）121〜125頁，市村斌「わが国の終戦後における貿易再開の経緯と外国為替公認銀行の歴史について（三）」（『外国為替』第115号，昭和30年5月）28〜29頁などを参照されたい．

# 第Ⅲ章　戦後金融制度改革と横浜正金銀行

## 1　金融制度改革と横浜正金銀行

日本経済の戦後改革の一環として金融制度の改革が課題とされ，日本銀行，特殊銀行，さらに外地進出金融機関などの制度的改革がすすめられたが，正金はSCAPの正金改組勧告にしたがって，再組織の検討に入らざるをえないこととなった．

すなわちSCAPは，日本経済の「民主化」のための一環として，財閥解体との関連で45年9月金融制度の改革（臨時資金調整法・銀行等資金運用令・軍需資金等特別措置法・金融統制団体令の廃止）を断行し，その軍事色を排除することとした．まず特殊銀行制度については，45年12月，SCAPは「旧来の特殊銀行制度の廃止」につづいて「大蔵省預金部資金の運用の限定」を指令し，資金運用にあたっては国家財政，地方財政の必要に応ずる範囲にとどめることとした．このため特殊銀行は運用資金が封鎖されることとなり，重大な特権を喪失することとなったが，これに加えて48年6月，SCAPは「特殊銀行に関する覚書」を発令し，これをうけて政府は50年3月，特殊銀行法によって特殊銀行制度の廃止（日本興業銀行・日本勧業銀行・北海道拓殖銀行は普通銀行へ）を決定した．これによって，大戦時，軍需融資を中心にした特殊銀行の変則的な統制機構はここに廃止されることとなった．

また日本銀行制度については，戦後のインフレ，戦後補償の打切りなど金融的混乱のつづくなかで金融制度の見直しをせまられた政府は，46年12月金融制度調査会を設置し戦後の新情勢に即応する金融制度整備方策を諮問したもの

の，通貨・通信制度の基礎をなす日本銀行の制度については手つかずの状態にあった。SCAP は48年8月，「新立法による銀行制度の全面的改正」(銀行行政・中央銀行・市中銀行等の改革案)を勧告し，これをうけて政府は9月，金融会・産業会等各界を網羅した金融制度懇談会を組織し，新金融立法の研究に着手した。ところが49年2月，SCAP は全面的な金融制度の改正は見合わせ，通貨金融政策等決定の最高機関として日本銀行の内部に政策委員会の設置を勧告したため，政府は同年6月3日，「日本銀行法の一部を改正する法律」を公布すると同時に「日本銀行政策委員会」を設置し，日本銀行の「民主化」を促進することとした。これによって戦時下42年の日本銀行法以来，いちじるしく国家機関的な性格を強めていた日本銀行は，中立性および自立性の回復と同時に，民主的運営に向けて制度改革されることとなった(1)。しかし，これらの銀行改革は冷戦の進展とともに，結局，形式的に終わることとなり，とりわけ特殊銀行は50年以降，新設銀行が相次ぐ結果となった。

他方，外地進出銀行など特別戦時機関については，従来の日本の国際金融制度の全面的改革を企図していたSCAP は，45年9月30日，戦争および植民地に直結した特殊銀行の廃止に向けて「外地銀行ならびに外国銀行および特別戦時機関の閉鎖に関する覚書」を大蔵省に指令し，この指令に基づいて大蔵省は，実施の具体案を作成し，10月26日「ポツダム勅令に基づく外地銀行，外国銀行及び特別戦時機関の閉鎖に関する件」(大蔵省・外務省・内務省・司法省令第1号)を公布・施行した。これによって従来の対外活動機関(朝鮮銀行・台湾銀行・朝鮮拓殖銀行などの特殊銀行)，外地植民開発会社(東洋拓殖会社・満鉄・満州重工業など)および戦時金融金庫，資金統合銀行等が廃止・閉鎖され，つづいて47年3月，勅令74・75号により，蒙疆銀行・中連銀・儲備銀・南方開発金庫などの機関が閉鎖を指定されるにいたり，清算手続に入ることとなった(2)。

ところで閉鎖指定から除外されたものの，正金が戦時において軍費の調達や占領地金融政策による協力機関であったことにかんがみ，SCAP は正金の戦時業務が朝鮮銀行や台湾銀行のそれと大差ないものとしてあらためて正金の存続を否定することとなった(3)。これより先，SCAP 経済科学局財政課長トーマス(C. F. Thomas)は，正金の保有する純国内商業的金融業務は別個に設立される新銀

行に譲渡すること，右の譲渡後，正金は当局監督のもとに解散清算すること，等をもって正金改組を勧奨していた。[(4)]

こうしたなかで正金は，内部に「正金民主化委員会」を新たに設置すると同時に，その研究に着手し，その結果，正金条例の改訂をもってする案(新銀行設立案，普通銀行化案）をまとめあげたが，しかしSCAPはこれを了承せず，46年2月中旬，再度正金改組の具体案の作成を要求することとなった．ところが2月末，SCAPは方針を一転させ新銀行設立方針に変更し，正金にその方向において改組問題の具体化を急ぐよう指示した．これに応えて正金は，4月13日「正金再組織案」を大蔵大臣に提出し，これが大蔵大臣の付帯書付文書とともにSCAP（中央終戦連絡事務局）へ送付されることとなったのであった。[(5)]

他方，これとあわせて正金は，敗戦直後から在外資産の補償など政府戦時補償について政府との交渉をすすめていたが，46年4月，SCAPは日本政府に対し健全財政の再建を強く要請すると同時に，補償支払の一時停止，諸債務に対する政府補償行為の停止等を指示するにいたり，正金にとって戦時補償の実現もほぼ絶望的な状態にたちいたっていた。[(6)]

〔注〕

(1) 日本銀行百年史編『日本銀行百年史　第五巻』(日本銀行，昭和60年) 306〜323頁，楫西他，前掲書，1222〜1223，1294〜1302頁.

(2) 東京大学社会科学研究所『戦後改革7　経済改革』(東京大学出版会，1974年) 299〜300頁，日本銀行調査局，前掲『満州事変以後の財政金融史』803頁，日本銀行調査局，前掲『図録　日本の貨幣　第10巻』329〜331頁.

(3) 日本銀行調査局，同上『図録　日本の貨幣　第10巻』331頁.

(4) 閉鎖機関整理委員会編，前掲書，270頁，大蔵省財政史室編『昭和財政史　第13巻——金融(2)』(東洋経済新報社，昭和51年) 558頁.

(5) 東京銀行，前掲『横浜正金銀行全史　第五巻（上)』753〜754頁.

(6) 東京銀行，前掲書，773〜774頁.

## 2　横浜正金銀行の閉鎖と東京銀行への譲渡

以上のような正金の改組や戦時補償の問題は，結局SCAPの解散通告，さら

に戦後補償打切り指示が決定的となり，正金は，新銀行設立とその整理業務に専念せざるをえないこととなった。

すなわち，46年7月2日SCAPは，さきに正金が提出した正金改組案に対して，正金解散の覚書を正金に通告し，さらに同7日，政府の戦時補償打切りもまた決定され，正金はもっぱら国内業務を担当する一般普通銀行として再組織されざるをえないこととなった。かくして8月15日，政府は戦時補償の打切りにともなう経済再建の一環として「金融機関再建整備法」と「金融機関経理応急措置法」を公布したが，これにしたがって正金は資産・負債諸勘定の新・旧勘定への分離などの作業に着手することとなった。(1)

かくして正金は9月10日，正金の新勘定受入機関として新銀行（「東京銀行」）の設立申請（「東京銀行」設立発起人代表・浜口雄彦）を大蔵大臣へ提出し，これを大蔵大臣がSCAPに承認申請するルートを経たのち，10月11日SCAPの承認，翌12日大蔵省の認可をえて新銀行の設立にいたることとなった。(2) こうしてこれ以降正金は，10月11日「金融機関再建整備法」とともに両院を通過した「金融機関経理応急措置法」にしたがって新・旧勘定を分離し，このうち純国内商業資産を新銀行に譲渡する方針のもとに新銀行の設立準備をすすめ，12月大蔵省へ新銀行(「東京銀行」〈名称決定，資本金50,000千円〉)の営業認可を申請し，12月17日ここに新生東京銀行が発足することとなった。これによって12月30日正金は，正金の新勘定残高と内地支店・国内資産を東京銀行に譲渡し，翌47年1月4日閉店すると同時に，これに代わって別個の普通銀行として発足した東京銀行が開業することとなった。(3)

そして東京銀行開業後の正金は，残された旧勘定（東京銀行使用の旧正金建物等)の清算にもっぱら専念することとなったが，旧勘定の負債は「金融機関再建整備法」に基づき，閉鎖機関令との調和をはかりつつすすめることとしたものの，評価基準の決定が遅延し，譲渡未完のまま，結局，すべて整理するまでにいたらなかった。(4) こうした経緯のうえで47年6月30日，SCAPは正金の清算促進に関して「正金の旧勘定の資産及び負債の整理の特例等に関する政令」(政令第115号）の発令をもって，旧勘定の国内資産のうち当局の指定するものを除き，これを東京銀行に信託譲渡（法定信託譲渡の形）せしめたうえ，正金を閉鎖機関

として指定した[(5)]. これにしたがって大蔵省が正金を閉鎖機関に指定(大蔵省告示第130号) し, 同時に正金は, 信託譲渡された国内資産は正金を委託者および受益者とし, 他方東京銀行を受託者とする信託財産という形をとり, これ以降この政令第115号と閉鎖機関令とをもって整理業務をすすめることとした[(6)].

こうして正金の整理は, 正金と東京銀行の信託関係をとおしてすすめられたが, 49年7月28日, SCAP による「正金解散案 (SCAPIN1049/1)」覚書につづいて7月30日,「正金の旧勘定の資産の整理に関する政令」(ポツダム政令第288号)の発令をもって最終的に処理・決定され, 9月1日大蔵省告示第614号をもって終了することとなった. これにしたがって9月1日現在, 信託財産が東京銀行から正金に再び移転 (換金化) され, これをもって信託関係も終了することとなった正金は, 残務処理を閉鎖機関整理委員会にゆだね[(7)], 東京銀行[(8)]設立からほぼ3年後の財産の整理 (譲渡・清算) をもって, 創建以来67年の長期にわたる転変の歴史をここに終えることとなったのである.

〔注〕

(1) 以上日本銀行調査局, 前掲『満州事変以後の財政金融史』303〜304頁, 閉鎖機関整理委員会編, 前掲書, 270〜271頁, 朝日新聞社経済部編『危機にあえぐ日本経済——朝日経済年史 (昭和二十二年版)』(朝日新聞社, 昭和23年) 24頁などを参照.

(2) 大蔵省財政史室編, 前掲『昭和財政史　第13巻——金融(2)』558〜563頁, 日本銀行百年史編, 前掲書, 65〜66頁.

(3) 閉鎖機関整理委員会編, 前掲書, 279頁.

(4) 東京銀行, 前掲『横浜正金銀行全史　第5巻 (下)』184頁.

(5) 閉鎖機関整理委員会編, 前掲書, 271〜276頁, 大蔵省財政史室編, 前掲書, 562〜563頁.

(6) 東京銀行, 前掲書, 253〜254頁.

(7) 閉鎖機関整理委員会編, 前掲書, 276頁, 大蔵省財政史室編, 前掲書, 564頁, 東京銀行, 同上書, 254頁.

(8) 普通銀行として出発した東京銀行は, その後の1954年「為替専門銀行法案」が国会を通過した結果, 同年8月改組され, ここに為替銀行として再出発することとなる. 正金は, 1879 (明治12) 年11月創立以来, 国策銀行として世界各地に進

出し，日本銀行から低利資金の融資をうけることによって外国銀行に対抗し競争力を維持してきた．しかし戦後のこの時期においての為替専門銀行の設立は，東京銀行に日本銀行からの低利資金融資が予定されていたものと推測できると同時に，これは正金の再現を意図したものにほかならないものともいえる．日本経済の再建・復興をめざす政府は，この為替専門銀行の設立をもって政治的・軍事的背景の上にたつアメリカ系３銀行に対抗する一方，他方ではドルのみに依存する日本の情勢に変化を与え，ポンドの自由交換性の回復にあたり，ここに日本の自主性の早期回復をはかることとしたともみえる。ともあれ，後発資本主義国であった敗戦後の日本が旧正金の復活という形態をとったことは，結局日本銀行の低利資金という国家の保護以外，世界経済に対抗する手段をもちあわせていなかったことを物語るものであったといえよう（政治経済研究所編，前掲書，125，129頁，渡辺佐平・北原道貫編『現代日本産業発達史　第26巻　銀行』〈交詢社出版局，昭和41年〉602～603頁）。

## 結　語

以上，日本資本主義の敗戦に始まるこの時期の正金は，日本の戦後処理をすすめるアメリカの対日政策のもとで，国内一般金融，戦後在外資産補償交渉，正金再組織の検討，新銀行設立準備，正金の整理（譲渡・清算）等の業務を余儀なくされることとなった。すなわち，戦後危機のすすむ満州・中国本部・東南アジアの各地において，正金は円系通貨の回収がはかられるのと相前後して各店が閉鎖・接収されることとなった。

また正金は，一般国内金融業務が唯一残されることとなったが，同時に政府の戦後在外資産補償の交渉，さらにSCAPの正金改組勧告をうけて，正金再組織の検討にあたらざるをえないこととなった。

そして，ついでSCAPによる正金の解体指令および戦後在外資産補償の打切り指示という事態のなかで，正金は新銀行の設立準備，およびこれと並行して正金の閉鎖整理（譲渡・清算）など閉鎖機関としての業務に専念することを余儀なくされたのである。

ともあれ，以上のようにこの時期の正金の業務は，日本の戦後処理をすすめ

るアメリカの対日政策（金融制度改革）のもとに，一般国内金融，戦後在外資産補償交渉，正金の再組織の検討，新銀行設立準備，正金の閉鎖整理(譲渡・清算)等々をなしとげ，結局，創建以来67年におよぶ日本資本主義の転変とともにあった長期の歴史的役割を，日本資本主義の敗戦と戦後処理の過程のなかで，終局の局面としての役割をここに果たし終えたものといえよう．